

別紙

諮問第966号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）附則3条3項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則2条1号の規定による廃止前の東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「令和〇年〇月〇日ないし〇日に行われた精神保健福祉法による通報に関する書面」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和3年12月13日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件一部開示決定においては、条例16条2号及び6号の規定に基づき、対象保有個人情報の一部を非開示としたものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和4年6月27日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和5年3月23日に実施機関から理由説明書を收受し、同年5月31日（第232回第二部会）から同年6月30日（第233回第二部会）まで、2回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書及び反論

書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 法23条通報について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）23条では、「警察官は、職務を執行するに当たり、異常な挙動その他周囲の事情から判断して、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を発見したときは、直ちに、その旨を、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に通報しなければならない。」と定めている。

また、実施機関では、入院措置事務処理要綱（昭和49年3月6日付48衛医精第857号）において、「夜間及び休日における、法第23条の規定による通報については、『東京都保健医療情報センターにおける連絡通報受理業務運営要綱』に定める精神科救急受理票（様式第4号）により受理するものとする。」と定めている。

イ 措置入院について

措置入院について、法27条では、都道府県知事は、法22条から26条の3までの規定による申請、通報又は届出のあった者について調査の上必要があると認めるときは、その指定する2人以上の指定医をして診察をさせなければならない旨を定めるとともに、法29条では、都道府県知事は、法27条の規定による診察の結果、その診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めるときは、その者を国等の設置した精神科病院又は指定病院に入院させることができる旨を定めている。

また、法29条の2は、法29条1項の要件に該当すると認められる精神障害者又はその疑いのある者について、急速を要する場合においては、その指定する1名の指定医をして診察をさせた結果、医療及び保護のため直ちに入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人を害するおそれが著しいと認めるときは、その者を国等の設置した精神科病院又は指定病院に入院させることができる旨を定めている。

ウ 本件対象保有個人情報及び審査会の審議事項について

実施機関は、本件開示請求に係る対象保有個人情報として、審査請求人に係る、令和〇年〇月〇日付けの「診察要否決定書（3）」、「精神科救急受理票」及び「精神科救急受理票別紙」（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、別表に掲げる本件非開示情報がそれぞれの非開示条項に該当するとして、本件一部開示決定を行った。

審査会は、本件非開示情報について、別表のとおり、本件非開示情報1から5までに分類した上で、それぞれの非開示妥当性について判断する。

エ 本件非開示情報の非開示妥当性について

(ア) 本件非開示情報1について

審査会が見分したところ、本件非開示情報1には、東京都保健医療情報センター担当者が通報者の申出に基づき記録した病状の概要等や、その内容を踏まえ決定権者が措置診察の要否を判断したことに係る備考が記載されている。

実施機関の説明によると、本件非開示情報1の各事項は、措置入院の前提となる措置診察の要否を判断する上で極めて重要なものであることから、正確かつ詳細な記載が求められるとのことである。

審査会が検討したところ、本件非開示情報1の記載内容は、事柄の性質上、本人の認識と異なる情報や、意に沿わない情報であることが想定され、職員は、その内容が本人に開示されないことを前提に記載を行っているものと解される。このため、記載内容を開示することとなると、職員が、今後、本人の感情や反応を考慮して記載内容を簡略化するなどの事態が想定され、その結果、精神科救急受理票の記載内容が形骸化し、措置入院制度に係る業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報1は条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報2から4までについて

審査会が見分したところ、本件非開示情報2には、警察署の内線番号が、本件非開示情報3には、措置診察の要否を判断した職員の氏名及び東京都保健医

療情報センター担当者の氏名が、本件非開示情報4には、職員の氏名及び印影が、それぞれ記載されている。

実施機関の説明によると、通報に至る事実及び経過に対する本人の認識の相違から、職員等に対する不信感や誤解が生じる場合があるとのことである。

このことを踏まえると、本件非開示情報2から4までを開示することにより、本件対象保有個人情報の記載内容の真偽や詳細等確かめるため、頻繁な問合せがなされるなど、職員等の業務に支障を及ぼす行為が行われるような事態が想定され、措置入院制度に係る業務等の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報2から4までは条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報5について

審査会が見分したところ、本件非開示情報5には、警察職員の氏名が記載されている。この情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例16条2号本文に該当するものと認められる。

次に、同号ただし書該当性について検討する。

事務局をして実施機関に確認させたところ、本件非開示情報5は管理職でない警察職員の氏名であるとのことであり、警視庁では、管理職である警察職員の氏名については慣行として公にしているが、その他の警察職員の氏名については慣行として公にしていないことから、本件非開示情報5は条例16条2号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、本件非開示情報5は条例16条2号に該当し、同条6号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、荒木 理江、友岡 史仁、府川 繭子

別表

本件対象保有個人情報		本件非開示情報		非開示条項
1	令和○年○月○日付 診察要否決定書(3)	4	職員氏名及び印影	条例16条6号
2	令和○年○月○日付 精神科救急受理票	5	警察職員の氏名	条例16条2号 及び6号
		2	警察署における担当 部署の内線番号	条例16条6号
		1	・病状の概要 ・精神障害又はその 疑いに基づく事実行 為 ・予測 ・備考	条例16条6号
		3	・決定権者氏名 ・東京都保健医療情 報センター担当者氏 名	条例16条6号
3	令和○年○月○日付 精神科救急受理票別紙	1	病状の概要	条例16条6号